

議案第166号

指定管理者の指定について

さいたま市立野田放課後児童クラブの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市緑区大字上野田16番地
- (2) 名称 さいたま市立野田放課後児童クラブ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 小野 博也

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで